

「薬師寺中下脇検断之引付」について

歴 史 研 究 室

一

本書は薬師寺（奈良市）所蔵にかかり、大永六年より慶長十一年に至る間の同寺中下脇の評定記録である。外題には「中下脇検断之引付」とあるが、検断関係記事は天正十四年で終り、以後は寺内の普請その他評定引付となつてある。中世末期の検断関係史料としては最もまとまったものの一つであるが、管見の範囲では本書を利用した研究はないようである。そこで特に新発見というわけではないが、ここに紙数の許す範囲内で抄出紹介したい。

なおそれに先立つて本書の体裁等について記しておく。縦27・1cm 横17・8cm、紙数51枚、袋綴（現在明朝綴、もと紙捻仮綴）、黃地籠目文紙表紙（後補）が付けられている。この表紙は本紙の裏打ちと共に明治十三年の修理（巻末に明治十三年修理識語あり）の際のもので、現在の第一紙目が原表紙に当る。料紙は楮紙を用うるが、数次にわたって紙が補充され、それぞれ寸法・紙質をやや異にしている。又筆跡も個所によつて異つており、順次書継がれたことを示しているが、或る期間にわたつて墨色書風が全く一致している場合もあり、必ずしもその都度書継がれたものでなく、数件宛まとめて書かれた場合もあったようである。なお前半部の料紙は寸法が大きく、そのため修理の際縁

を断ち落され、文字の一部を失つた個所のあることが惜しまれる。但し本書には別に江戸時代の写本があり、欠字についてはこれによつて補うことが可能である。

本書の内容は薬師寺内及び周辺寺領における犯罪に対する裁判記録で、刑事事件に関する寺法の一部を窺い知ることができる。本引付に見える犯罪は殺害・刃傷・喧嘩・密通・盜人・盜人引入・稻盜・水盜・寺役対押・引付毀破等であるが、それらに対する刑罰としては斬罪・追放・住屋放火・片鬢剃・鼻削等が見えている。斬罪を適用されたのは盜人・密通で、喧嘩による殺害・刃傷等は、寺僧の場合は追放刑、その他の郷民等は住屋放火ならびに「罪科」であった。独立した住居のない場合には放火はなくて「罪科」のみであるが、「罪科」の内容については明かでない。住屋放火・盜人死罪については『嘉元記』（鎌倉末—南北朝）にも見えており、法隆寺においてもかなり類似した点が認められるが、本引付と比較すると若干異つたところもある。これは時代の差によるものか、寺の相違によるものかは明かでない。他の諸寺の例と比較することによつて本引付の内容も明かとなり、又薬師寺々法の性格も明確にすることができよう。

二

(原表紙)

大永六年(丙午)
卯月十三日

中下臘檢斷之引付

藥師寺

今以後者、別而堅固^仁可有取沙汰者也、然者不依權門不[□]之類、不限若党凡下之族、不存偏^(頗)無懈怠之儀、守撻法可有成敗之旨、三輩一同之評定也、仍中下臘衆群議如斯、

大永六年(丙午)
卯月十三日

賴營(花押) 訓実(花押) 興賀

了胤(花押) 經謐 長秀

覺英(花押) 了秀(花押) 懷尊

澄実 長實 盛胤(花押)

榮盛(花押) 乘盛(花押) 寒憲(花押)

長基(花押) 懷盛(花押) 昌懷(花押)

成業已上加判之事

長胤(花押) 尚朝(花押) 英乘(花押)

経円(花押) 覚重(花押) 懷禪(花押)

長謐(花押) 実繼(花押) 覚筭(花押)

覺榮(花押) 覚実(花押) 長盛

長懷(花押)

| | | | | |
|-----|----|----|----|----|
| 春之季 | 長秀 | 興賀 | 賴營 | 乘深 |
| 正胤 | 晃弘 | 長懷 | 胤懷 | 宗昌 |
| 夏之季 | 長懷 | 聖英 | 興專 | |
| 覺俊 | 弘 | 英助 | 長賢 | |
| 乘範 | 胤經 | 長照 | 常泰 | |
| 胤昭 | 賴憲 | 実弘 | 胤祐 | |
| 秋之季 | 英経 | 英繁 | 常祐 | |
| 了秀 | 尊弘 | 尊貞 | 尊祐 | |
| 善慶 | 高懷 | 英胤 | 英昭 | |
| 冬之季 | 尊弘 | 尊貞 | 尊祐 | |
| 繼謐 | 紹朝 | 英胤 | 英昭 | |
| 定懷 | 實澄 | 英繁 | 常祐 | |
| 宗榮 | 宗忍 | 印秀 | 長惠 | |
| | 尊胤 | 尊胤 | 尊胤 | |

中下臘衆集会評定曰

去三月廿三日戌刻、新三郎七条北口辺通之処、八郎次郎竊可令殺害之由致沙汰、言語道断之次第也、惡行超于常篇之条、處重科了、凡僉^(檢)斷事、簡井殿御異見之旨、尚々中下臘衆[#]成業等少々加判形、於自

一大永七年(亥)^八卯月八日夜、於五条郷、藤五^ヲ德賢令刃傷間、同九日
早朝^仁、彼兩人之家罪科半、

同年七月七日中下臘評定曰、

昨日七日、五条郷東在家井^ヲ替ル処^仁、仕丁專松^ヲ五条座ノ專千代殺害サセ畢、然間彼兩人住屋^ヲ放火、郷^エ尋使被付之処^仁、五条座一
人仕丁トノ義之間、尋使之事、於惣地下者、詫言可申之由難波之旨、

雖令披露被放使畢、然鄉民等不致承引之条、同八日、於円城院堂披

露三輩了、三輩衆一同之評定^(二)、鄉民狼藉超于常篇之間、老若一味之

連書被沙汰、於彼五条郷、悉以可有罪科旨、一同之沙汰也、仍夕部

集会、則連書在之、隨而鄉民託言仕之条、長懷^(了)居都寔實淨觀房五師、

兩人仲人詫言之取次也、則鄉民致懇望、長沙汰人於八幡宮之神

前ニシテ金堂八幡牛玉齋咲文仕畢、同十一日朝也、

□今度鄉民等如此緩怠沙汰之由來者、先年於五条郷喧嘩之時、尋使之

入目五条座へ相懸了、其所以者、喧嘩等之事、何仁可沙汰候云事無

之、自然五条座者沙汰仕^(ハ)可為如何候哉之間、定公事等ニ相替議ナ

ル条可相懸云々、然菟角申而、五条座之者彼失墜不出歟、依之鄉民

等、然者五条座之内喧嘩出来之時者、自余鄉民尋使支配不可致沙汰

之由、内々示合刻、今度之義出来之条、不及菟角之沙汰、如此成

下云々、此条者鄉民申事有其由歎之間、惣公事是ト五条座之者ト、一烈^(ニ)

可致沙汰事理運之由、各々申事也、則今度取次之兩人寺之趣、被申

付五条座、彼酒直出了、

□五条座料足付相懸而、彦四郎彼座之内長タル条、失墜不可出之由申

処、彼座之内可有長之事不謂之間、彼座之内之者可有糺明之由、評

定之処、則取次兩大方^(江)出之了、然上者、彼座之長ト云事、不可有

之者哉、仍而記之了、

□去十六日朝^(卯刻)、南印禪、仙賢^(ヲ)殺害早、然廻印禪房之女性^(ヲ)寺へ出間、

以水問^(ヲ)糺明之処、招提寺老僧順照房、禪賢房、北御門辺迄被出、於斷

頃之事者被申請問、片頭^(ヲ)剃、鼻^(ヲ)ソキ追放早、

薬師寺中下臘檢斷之引付について

享禄四年
卯辛
七月十七日

□去三月廿五日、溝堀之時、宿院斎五郎、四郎以鍬^(ヲ)打相、既四郎令
死去間、住屋放火早、

享禄五年
壬辰
五月廿二日

□享禄五年
辰午
五月七日、於寺内觀宗房處、淨信房ト越前公ト及刃傷、
則中戸門ニテ貝ヲ被吹早、兩人俱罪名也、

享禄五年
壬辰
五月
日

一天文元年十二月仁侘言有之間、則中戸門ニテ免除有之、淨信房、越前
公俱免除也、

天文元年十二月
日

天文二年癸巳
十二月十五日早朝、於宮中茶屋、七条之孫九郎方^(於尻)江田之八男^(上云)者刃傷有之間、則即座ニ孫九郎方住屋^(并)八男住屋兩

家、悉以放火在之、然間七条郷、尻江田郷両所^(ノ)尋使被放早、八男

者住屋無之而、母之家^(ニ)出入之間、尻江田之里中ニテ貝^(於)被吹早、住

屋アレハ家^(ヲ)放火在之、住屋ナケレハ罪名計在之而、貝^(於)吹在所^(ノ)尋

使被放事決定也、

当季衆
采盛
繼謹
紹朝

天文二年癸巳
十二月十五日

今度孫九郎方、当季之一臘^(ノ)而侘言在之間、同十二月晦日已刻、西南
門之外ニテ免除在之、当季之一臘^(ニ)村^(ヲ)侘言在之乎、中下臘衆集会評

定日、

天文武年十二月晦日
当季一臘良宗

天文三年甲午十式月亥刻、^{四日}

出駄ニモ定十貫文外、五貫文可有可增旨一結了、^(マ)

四郎ト云者刃傷有之由、及風聞、然處當季一禍ヨリ相尋ラル、處、一向左様之義無之由申、イヨノキウメイニ及處、同十七日於夜中、七条ヲトナ沙汰人、当季一禍处江來、兩人刃傷之事一定由、注進申、然處同十八日、罪果有之、次郎太郎者住屋有之間、即放火有之、与四郎者住屋無之間、罪名計也、然者放火時分次太郎及死去、尋使有之、

天文三年甲午十二月十八日

宿院之斎五郎、四郎男令殺害間、罪科之處、德田方ヲ以、中下禍江

佗言申間、免除早、仍集会評定如件、

天文二年未正月廿日

当季衆等

一昨日十五日、於八幡宮御廊邊集会之砌、觀教房ヲ実順房被刃傷事、言語道断子細也、仍同十六日巳刻、於中戸門辺催集会、彼両所罪科了、

天文四年未六月十六日

一去廿六日之夜、七条与四郎所エ、尸俱之六郎次郎入道盜人ニ入間、生害させ早、然間彼入道住屋放火并^於北御門罪名付早、尸俱エハ公人ヲ遣放火了、

天文四年未八月廿九日

□⁽²⁾天文九年^{庚子}三月十六日夜、七条郷四郎二郎男、法意ト云尼ヲ殺了、同屋敷内ニ庵室有、何屋内ヲ取、言語道断前代未聞之儀也、然間中下禍ヨリ三輩ニ披露、同廿二日、於円城院之堂ニ有集会、其評定曰、定十貫文外、寺ヨリ五貫文可有可增旨評定、同有同類由間、擣

□⁽²⁾天文八年己亥冬比、今在家、七条、九条ニツメ殺沙汰由風聞之間、仍彼人駄擣出ハ、実否糺明以後、定十貫外、五貫文寺ヨリ可有可增旨、^(マ)

同日於円城院堂ニテ一結了、^(マ)

□⁽²⁾七条去後家所ノ屋尻切處仁見合名乘懸早、然處世間以外沙汰之間、地下ヘ被相尋處、分明仁注進雖不申、即駄遂竈之間、罪科早、^(マ)

天文八年月日

□⁽²⁾去九月十一日、八講饗膳不足之處、堂方末之衆膳ヲ不居間、堂方悉之立破早、言語道断曲事、前代未聞之儀也、然處少学頭番下禍及申事仁条、所詮両俱越度之旨、同九月廿一日、少学頭堂方番下禍罪科了、乞戒之役者無之間、法事毛延行在之、然に少学頭懇望之間、同廿七日免除了、堂方番下禍之事、雖種々佗言、少学頭^有堂方可有階^{五人}汲旨評定間、同晦日免除了、同堂司番下公文之許ハ礼ニ出了、^(マ)

(以上第十三紙表まで、以下省略)

(田中稔)